

- 17) 本工事は、公共工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、週休2日現場閉所の試行対象工事（発注者指定型）である。
- 18) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- 20) 本工事は、工事工程表及び施工条件明示の確認リストを開示する試行対象工事である。
- 21) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- (10) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- ## 2 競争参加資格
- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和3・4年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 中国地方整備局における令和3・4年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成18年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は、平成18年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事の施工実績を有していること。
- 同種工事とは、下記の(ア)～(イ)の全ての要件を満たす橋梁下部工事の施工実績を有すること。
- (ア) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上の工事の施工実績を有すること。ただし、歩道橋およびフーチングのみの場合は除く。
- (イ) 基礎型式が鋼管ソイルセメント杭又は場所打ち杭の施工実績を有すること。
- ただし、上記(ア)～(イ)は同一工事でもなくともよい。
- 共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあつては当該組合施工の場合に限る。

經常JVにあつては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつCORINS登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

(7) 「橋梁下部工（橋台）の品質・耐久性向上に関する施工計画」が適正であること。

(8) 次の1)～4)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負代金が3,500万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合）

なお、申請できる配置予定技術者は最大3名までとする。

1) 競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア) 「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第1編第1章第1節第25条工事関係者に対する措置請求第2項技術者に対する措置 追一1」に示す資格を有する者。

イ) ア)以外の主任技術者の場合には、「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の3及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

3) 平成18年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記の同種工事の経験を有する者であること。又は、平成18年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が下記の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の(ア)の要件を満たす工事とする。

(ア) 鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の施工実績を有すること。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成18年4月1日以降に上記(ア)に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成18年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

(イ) 鉄筋コンクリート構造物の施工実績を有すること。

なお、平成18年4月1日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）、介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあつては当該組合施工の場合に限る。

經常JVにあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。